横浜市屋外広告物条例事務処理要綱

制　　定　平成23年８月29日　都デ第352号（局長決裁）
改正　平成24年３月28日　都デ第916号（局長決裁）
改正　平成28年３月25日　都総第1088号（局長決裁）
改正　令和４年３月28日　都景第790号（局長決裁）
最近改正　令和８月10月19日　都景第186号（局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、別に定めるもののほか、横浜市屋外広告物条例（平成23年３月横浜市条例第13号。以下「条例」という。）及び横浜市屋外広告物条例施行規則（平成23年７月横浜市規則第71号。以下「規則」という。）の事務処理等に必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（広告物等の許可の申請）

第３条　規則第３条第１項、第８条第１項及び第10条第１項に規定する申請書は、屋外広告物（表示・設置・変更・継続）許可申請書（第１号様式）とする。

２　前項の許可をしたときに交付する許可書は、屋外広告物（表示・設置・変更・継続）許可書（第２号様式）とする。

３　第１項の許可をしなかったときに交付する不許可書は、不許可書（第２号様式の２）とする。

４　規則第10条第２項第２号の報告書は、屋外広告物点検報告書（第２号様式の３）とする。

（広告物等の協議の申出）

第３条の２　規則第３条の２第１項及び第10条の２第１項の申出書は、屋外広告物（表示・設置・変更）協議申出書（第２号様式の４）とする。

２　前項の協議が成立したときに交付する書面は、屋外広告物（表示・設置・変更）協議成立通知書（第２号様式の５）とする。

３　第１項の協議が成立しなかったときに交付する書面は、屋外広告物協議不成立通知書（第２号様式の６）とする。

（許可を受けた広告物等に係る届出）

第４条　規則第９条第３項に規定する届出書は、屋外広告物変更届出書（第３号様式）とする。

２　規則第11条第１項に規定する届出書は、次のとおりとする。

(1)　条例第 22 条第１号の規定に該当する場合　屋外広告物（表示者・設置者・管理者・維持管理主任者）変更届出書（第４号様式）

(2)　条例第 22 条第２号の規定に該当する場合　屋外広告物除却（滅失）届出書（第５号様式）

（公表）

第４条の２　規則第 11 条の２第２項の書面は、意見書（第５号様式の２）とする。

２　規則第 11 条の２第３項の書面は、意見聴取通知書（第５号様式の３）とする。

３　規則第 11 条の２第４項の書面は、代理人資格証明書（第５号様式の４）とする。

（保管した広告物等）

第５条　条例第 25 条第２項に規定する保管物件一覧簿は、保管物件一覧簿（第６号様式）とする。

２　条例第 29 条に規定する受領書は、受領書（第７号様式）とする。

（屋外広告業の登録）

第６条　条例第 31 条第１項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（第８号様式）とする。

２　条例第 31 条第２項及び規則第 14 条第１号に規定する書面は、誓約書（第９号様式）とする。

３　条例第 32 条第１項に規定する屋外広告業者登録簿は、屋外広告業者登録簿（第 10 号様式）とする。

４　同条第２項の規定による通知は、屋外広告業登録通知書（第 11 号様式）により行うものとする。

５　条例第 33 条第２項の規定による通知は、屋外広告業登録拒否通知書（第 12 号様式）により行うものとする。

（登録事項の変更の届出）

第７条　規則第 15 条第１項に規定する届出書は、屋外広告業登録事項変更届出書（第 13 号様式）とする。

（廃業等の届出）

第８条　規則第 17 条に規定する届出書は、屋外広告業廃業等届出書（第 14 号様式）とする。

（講習会）

第９条　規則第 18 条第１項に規定する申込書は、講習会受講申込書（第 15 号様式）とする。

２　同条第６項に規定する書面は、講習会修了証（第 16 号様式）とする。

（業務主任者の資格の認定）
第 10 条　規則第 19 条第２項に規定する申請書は、業務主任者資格認定申請書（第 17 号様式）とする。
２　同条第４項に規定する認定証は、業務主任者資格認定証（第 18 号様式）とする。
（登録の取消し又は営業の停止）
第 11 条　条例第 43 条第１項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときに行う同条第２項の規定による通知は、屋外広告業登録抹消通知書（第 19 号様式）により行うものとする。
２　同条第１項の規定により屋外広告業者の営業の全部若しくは一部の停止を命じたときに行う同条第２項の規定による通知は、営業停止命令書（第 20 号様式）により行うものとする。
（特例屋外広告業者）
第 12 条　規則第 22 条第１項に規定する届出書は、特例屋外広告業届出書（第 21 号様式）とする。
２　規則第 23 条第２項に規定する届出書は、特例屋外広告業届出事項変更届出書（第 22 号様式）とする。
３　規則第 24 条に規定する届出書は、特例屋外広告業廃業等届出書（第 23 号様式）とする。
４　条例第 44 条第６項の規定により特例屋外広告業者の営業の全部若しくは一部の停止を命じたときに行う同条第７項の規定による通知は、営業停止命令書（第 24 号様式）により行うものとする。
５　同条第８項に規定する特例屋外広告業者届出簿は、特例屋外広告業者届出簿（第 25 号様式）とする。
６　規則第 25 条第２項の規定による通知は、特例屋外広告業届出通知書（第 26 号様式）により行うものとする。
（屋外広告業者監督処分簿）
第 13 条　条例第 45 条第１項に規定する屋外広告業者監督処分簿は、屋外広告業者監督処分簿（第 27 号様式）とする。
（過料処分に関する通知）
第 14 条　条例第 59 条の規定による処分をしたときの通知は、過料処分決定通知書（第 28 号様式）により行うものとする。
（様式等の特例）
第 15 条　第１号様式、第２号の３様式、第２号の４様式、第３号様式から第５号の２様式、第５号の４様式、第８号様式、第９号様式、第 13 号様式から第 15 号様式、第 17 号様式及び第 21 号様式から第 23 号様式については、事務処

理上支障がないと市長が認めるときは、別の書面に代えることができる。

附　則

この要綱は、平成23年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年10月23日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

整理番号	― ―

屋外広告物（ □表示 □設置 □変更 □継続 ）許可申請書

（申請先）　　年　　月　　日

横 浜 市 長

〒

申 請 者　所在地 又は 住所

名称 又は 氏名
［法人の場合は名称及び代表者の氏名］
電話番号

屋外広告物条例第９条第１項、第18条第１項及び第２項の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置) 場所	区 （外　　件） （ □住居表示・□地番） 用途地域： □第１種低層 □第２種低層 □第１種中高層 □第２種中高層 □第１種住居 □第２種住居 □準住居 □近商 □商業 □準工 □工業 □工専 □調整区域		
広告物等の名称又は種類		数量の合計	
表示（設置）期間	□ 許可日・　年　月　日	～	年　月　日
広告物管理者	□ 申請者と同じ 〒 所在地又は住所 名称 又は 氏名 ［法人の場合は名称及び代表者の氏名］ 電 話 番 号		
維持管理主任者	□ 申請者と同じ　□ 広告物管理者と同じ 〒 所在地又は住所 勤 務 先 名 称 資 格 者 氏 名 電 話 番 号	資格名（該当する資格を選択してください。） ※該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。 □ 屋外広告士 □ 屋外広告物講習会修了者 □ 職業訓練指導員（広告美術科） □ 職業訓練修了者（広告美術科） □ 技能検定合格者（広告美術仕上げ）	
工事施工者	□ 申請者と同じ　□ 広告物管理者と同じ 〒 所在地又は住所 名称 又は 氏名 電 話 番 号	屋外広告業の登録番号又は届出番号 年　月　日 □ 横浜市 屋外広告業登録　第　号 □ 横浜市特例屋外広告業届出 第　号	
照明装置	□ 有	□ 無	
点滅装置	□ 有	□ 無	
映像装置	□ 有	□ 無	
現に受けている広告物等の許可	年　月　日 横浜市　指令　第　号		

（事務処理欄）

第２号様式（第３条関係）

整理番号	－　－

屋外広告物（　　表示・設置・変更・継続　　）許可書

年　　月　　日

横浜市都景指令

〒

申 請 者　所在地 又は 住所

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電　話　番　号

年　　月　　日 付 け で　申請のありました次の広告物等については、横浜市屋外広告物条例第９条、第17条及び第18条の規定により、これを許可します。

横浜市長　　印

表示(設置) 場所	横浜市　　区 （用途地域：　第１種低層、第２種低層、第１種中高層、第２種中高層、第１種住居 第２種住居、準住居、近商、商業、準工、工業、工専、調整区域）		
広告物等の名称又は種類	内訳のとおり	数　量	
許 可 期 間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日		
広 告 物 管 理 者	〒 所在地 又は 住所 名称 又は 氏名 ［法人の場合は名称及び代表者の氏名］ 電話番号		
維 持 管 理 主 任 者	〒 所在地 又は 住所 勤 務 先 名 称 資 格 者 氏 名　　資格名 電 話 番 号		
照 明 装 置	有 ・ 無	手数料金額	
点 滅 装 置	有 ・ 無		
映 像 装 置	有 ・ 無		

＜許可条件＞

＜備考＞

自家用屋外広告物　・　管理用屋外広告物・　その他

（Ａ４）

第2号様式の2（第3条関係）

年　　月　　日
横浜市　指令　第　　号

住　所 〒

申請者　氏　名

電話番号

横浜市長

不許可書

年　　月　　日　　付に申請のありました次の広告物等については、横浜市屋外広告物条例第9条第18条の規定に基づき、不許可とします。

■　広告物等の表示（設置）場所

■　対象の広告物等

1

（1）広告物等の表示内容

（2）処分事由

（3）その他（対応方法）

（4）根拠条文

次にお示しした現行条例等の規定に適合していません。

(ｱ) 条　　例
(ｲ) 規　　則
(ｳ) 景観計画

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（A4）

第２号様式の３（第３条関係）

屋外広告物点検報告書

整理番号	―　―

物件	屋外広告物の種類（該当するものに○）		屋上看板・壁面看板・袖看板・広告板・その他（　　）
	設置年月日		年　月　日
点検内容	点検実施者	所在地 又は 住所	〒
		勤務先名称	
		氏　名	
		電話番号	
		資格名称	□屋外広告士 □一級・二級建築士 □点検技能講習修了者 ※該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。
	点検年月日		年　月　日

		点検項目	不良箇所（該当するものに○）	左記の説明と対応方法
	基礎	上部構造の全体の傾斜、ぐらつき	有・少々有・無	
		基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	有・少々有・無	
	支持部	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・少々有・無	
		鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有・少々有・無	
		鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落	有・少々有・無	
	取付部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・少々有・無	
		ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化	有・少々有・無	
		取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有・少々有・無	
	板面・文字	広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび	有・少々有・無	
		広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	有・少々有・無	
		枠組み部材の破損、ねじれ	有・少々有・無	
	照明装置	照明装置の不点、不発光	有・少々有・無	
		照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・少々有・無	
		周辺機器の破損	有・少々有・無	
		その他点検した事項（　　）	有・少々有・無	
	【上記の不良箇所の安全性】		□問題あり　・　□問題なし	

補修	補修実施者	所在地 又は 住所	〒
		勤務先名称	
		氏　名	
		電話番号	
	補修年月日		年　月　日
	【最終的な安全性】		□問題あり　・　□問題なし

※不良箇所の安全性に問題がある場合は、補修欄に御記入ください。

第２号様式の４（第３条の２関係）

屋外広告物（　□表示　□設置　□変更　）協議申出書

（申出先）　　年　　月　　日

横 浜 市 長

〒

申 出 者　所在地 又は 住所

名称 又は 氏名
［法人の場合は名称及び代表者の氏名］
電話番号

横浜市屋外広告物条例第10条第５項の規定により、次のとおり協議を申し出ます。

表示(設置) 場所	区 （外　　件） （ □住居表示・□地番） 用途地域：　□第１種低層　□第２種低層　□第１種中高層　□第２種中高層　□第１種住居 □第２種住居　□準住居　□近商　□商業　□準工　□工業　□工専　□調整区域		
広告物等の名称又は種類		数量の合計	
表示（設置）期間	年　　月　　日	～	年　　月　　日
広告物管理者	□ 申出者と同じ 〒 所在地又は住所 名称 又は 氏名 ［法人の場合は名称及び代表者の氏名］ 電　話　番　号		
維持管理主任者	□ 申出者と同じ　□ 広告物管理者と同じ 〒 所在地又は住所 勤 務 先 名 称 資 格 者 氏 名 電　話　番　号	資格名（該当する資格を選択してください。） ※該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。 □ 屋外広告士 □ 屋外広告物講習会修了者 □ 職業訓練指導員（広告美術科） □ 職業訓練修了者（広告美術科） □ 技能検定合格者（広告美術仕上げ）	
工事施工者	□ 申出者と同じ　□ 広告物管理者と同じ 〒 所在地又は住所 名称 又は 氏名 電　話　番　号	屋外広告業の登録番号又は届出番号 年　　月　　日 □ 横浜市 屋外広告業登録　第　　号 □ 横浜市特例屋外広告業届出 第　　号	
照明装置	□ 有　□ 無		
点滅装置	□ 有　□ 無		
映像装置	□ 有　□ 無		
現に受けている広告物等の許可	年　　月　　日 横浜市　　指令　第　　号		

（事務処理欄）

行事、催物等の主催者	
行事、催物等の名称及び内容並びに実施する目的	
・屋外広告物の１日当たりの総表示時間 ・屋外広告物を表示する時間帯	
屋外広告物の商業広告の割合	
点滅装置、映像装置又は投影広告物が点滅する場合はその内容	
街づくり協議、景観計画及び都市景観協議地区等のルールの有無	
道路を挟んで投影広告物を投影する場合の交通管理者、道路管理者等との協議の有無及びその結果	
広告物等を禁止物件に表示又は設置する場合に、当該物件の管理者との協議の有無及びその結果	

第２号様式の５（第３条の２関係）

屋外広告物（表示・設置・変更）協議成立通知書

年　　月　　日
横浜市　　指令　第　　号

申 出 者　所在地　又は　住所　〒
名称　又は　氏名
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）　　様
電話番号

年　月　日　付で申出のありました次の広告物等については、横浜市屋外広告物条例第 10 条第３項の協議が成立したため、同条例第６条第１項、第７条及び第 16 条第１項の規定の適用を除外し、同条例第９条第１項の許可があったものとみなします。

横浜市長　　印

表示（設置）場所	横浜市　　区 （用途地域：　第１種低層、第２種低層、第１種中高層、第２種中高層、第１種住居 第２種住居、準住居、近商、商業、準工、工業、工専、調整区域）		
広告物等の名称又は種類		数量の合計	
許可期間	年　月　日から　年　月　日まで		
広告物等を管理する者	〒 所在地 又は 住所 名称　又は　氏名 （法人の場合は、名称及び代表者の氏名） 電話番号		
維持管理主任者	〒 所在地 又は 住所 勤務先名称 資格者氏名 電話番号		
照明装置	有　・　無		
点滅装置	有　・　無		
映像装置	有　・　無		

（備考）

（Ａ４）

第２号様式の６（第３条の２関係）

年　　月　　日
横浜市　　指令第　　号

〒
所在地　又は　住所
申出者
名称　又は　氏名
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）　　様

電話番号

横浜市長

屋外広告物協議不成立通知書

年　月　日付に申出のありました次の広告物等については、横浜市屋外広告物条例第 10 条第３項の規定による協議が不成立となったことを通知します。

１　広告物等の（設置）場所

２　広告物等の表示内容

３　処分事由

４　その他（対応方法）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（Ａ４）

第３号様式（第４条関係）

整理番号	― ―

屋外広告物変更届出書

（届出先）　　年　　月　　日

横 浜 市 長

〒

届 出 者　所在地 又は 住所

名称 又は 氏名
［法人の場合は名称及び代表者の氏名］
電話番号

屋外広告物条例第18条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示(設置) 場所	区 （外　　件） （ □住居表示・□地番） 用途地域： □第１種低層 □第２種低層 □第１種中高層 □第２種中高層 □第１種住居 □第２種住居 □準住居 □近商 □商業 □準工 □工業 □工専 □調整区域		
広告物等の名称又は種類		数量の合計	
工事施工者	□ 申請者と同じ　□ 広告物管理者と同じ 〒 所在地又は住所 名称 又は 氏名 電 話 番 号	屋外広告業の登録番号又は届出番号 年　　月　　日 □ 横浜市 屋外広告業登録　第　　号 □ 横浜市特例屋外広告業届出 第　　号	
照明装置	□ 有	□ 無	
点滅装置	□ 有	□ 無	
映像装置	□ 有	□ 無	
現に受けている広告物等の許可	年　　月　　日 横浜市　　指令　第　　号		

（事務処理欄）	受　　付

年　　月　　日 供 覧	課　　長	係　　長	担 当 者
年　　月　　日 完 結			

この届出書には、広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面を添付してください。

（Ａ４）

第４号様式(第４条関係)

屋外広告物（□表示者・□設置者・□管理者・□維持管理主任者）変更届出書

年　　月　　日

（届出先）
横 浜 市 長

〒
所在地 又は 住所
届 出 者
名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

次のとおり屋外広告物を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者若しくはこれの維持管理主任者について変更しましたので、横浜市屋外広告物条例第22条の規定により届け出ます。

整理番号	－　　－		
当該広告物等の許可	年　　月　　日 横浜市　　指令　第　　号		
表示（設置）場所			
表示内容			
変更事項	変更前	変更後	事由発生年月日
□所在地 又は 住所 □名称 又は 氏名 □代表者の氏名 □電話番号			年　月　日
維持管理主任者を変更した場合は、その者が有する資格	□ 屋外広告士　□ 屋外広告物講習会修了者　□ 職業訓練指導員（広告美術科） □ 職業訓練修了者（広告美術科）□ 技能検定合格者（広告美術仕上げ） ※該当する者であることを証する書面の写しを添付してください。		

（事務処理欄）			受　　付
年　　月　　日 供　覧	課　　長	係　　長	担 当 者
年　　月　　日 完　結			

（Ａ４）

第５号様式(第４条関係)

屋外広告物除却（滅失）届出書

年　　月　　日

（届出先）
横 浜 市 長

〒
所在地 又は 住所
届 出 者
名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

次のとおり屋外広告物を除去(滅失)しましたので、横浜市屋外広告物条例第22条の規定により届け出ます。

整理番号	―　　―
当該広告物等の許可	年　　月　　日 横浜市　　指令　第　　号
除却の種別	□全部除却 □一部除却（広告物等の物件番号：　　）
表示（設置）場所	
表示内容	
除却（滅失）年月日	年　　月　　日
備　　考	

（事務処理欄）			受　　付
年　　月　　日 供　覧	課　　長	係　　長	担 当 者
年　　月　　日 完　結			

この届出書には、広告物等を除却し、又は滅失した後の写真を添付してください。

（Ａ４）

第５号様式の２（第４条の２関係）

年　　月　　日

意見書

（提出先）

横 浜 市 長

〒

提 出 者　所在地 又は 住所

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

年　　月　　日　　第　　号により通知のありました意見聴取については、次のとおり意見書を提出します。

公表しようとする内容	命令を受けた者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地並びに代表者の氏名）	
	命令の内容及び命令に従わない事実	
	その他	
意　見		

（Ａ４）

第５号様式の３（第４条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

意見聴取通知書

様

横浜市長　　印

横浜市屋外広告物条例施行規則第11条の２第２項の規定により、次のとおり文書（口頭）により公表に際しての意見の聴取を行いますので、意見書を提出期日までに提出（この通知書を持参して、出席）してください。

<table>
<tr><td rowspan="3">公表しようとする内容</td><td>命令を受けた者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地並びに代表者の氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td>命令の内容及び命令に従わない事実</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td>意見書の提出先及び提出期限</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>意見聴取の日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>意見聴取の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（Ａ４）

第５号様式の４（第４条の２関係）

代理人資格証明書

年　　月　　日

（提出先）
横 浜 市 長

〒
委 任 者　所在地 又は 住所
名称 又は 氏名　　㊞
［法人の場合は名称及び代表者の氏名］
電話番号

私は、　　年　　月　　日　　第　　号により通知のありました意見聴取について、次の者を代理人として選任し、意見聴取に関する一切の行為を行う権限を委任します。

公表しようとする内容	命令を受けた者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地並びに代表者の氏名）	
	命令の内容及び命令に従わない事実	
	その他	
代　理　人	住　　所 氏　　名 電話番号	

（Ａ４）

第６号様式(第５条関係)

保 管 物 件 一 覧 簿

整理番号	除却日（保管を始めた日）	除却場所（放置されていた場所）	広告物等の名称又は種類	数量	保管の場所	備　　考

（Ａ４）

第７号様式(第５条関係)

受　領　書

年　　月　　日

（提出先）

横 浜 市 長

住　　所　〒

返還を受けた者　　氏　　名　　㊞

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり広告物等又は屋外広告物法第８条第３項の規定により売却した代金の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた広告物等	整理番号	
	名称又は種類	
	数　　量	
現金の返還を受けた場合の金額		
備　　考		

（Ａ４）

第８号様式(第６条関係)

屋外広告業登録申請書

年　　月　　日

（申請先）

横 浜 市 長

〒

所在地 又は 住所

申請者

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

横浜市屋外広告物条例第 30 条第１項又は第３項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">登録の種類</td><td colspan="2">※　登録番号　　横浜市屋外広告業登録　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　新規　　２　更新</td><td colspan="2">※　登録年月日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">法 人 ・ 個 人 の 別</td><td colspan="2">１　法人　　２　個人</td></tr>
<tr><td rowspan="10">市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者</td><td rowspan="5">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
</table>

（裏面に続く）

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに順ずる者）の職名及び氏名	職　　名	氏（ふり）　名（がな）
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名）	氏　　名［法人の場合は名称並びに代表者の氏名並びに役員の氏名及びその職名］	
	住　　所［法人の場合は所在地］	〒
	電話番号	

（事務処理欄）			受　　付
年　　月　　日起　案	課　　長	係　　長	担 当 者
年　　月　　日完　結			

【担当者連絡先】

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（備考）

1　※印欄は、更新の登録申請の場合に記入してください。

2　「登録の種類」、「法人・個人の別」については、該当するものに○をつけてください。

3　営業所については、市の区域内で屋外広告業を行う営業所をすべて記入してください。

4　業務主任者の資格については、横浜市屋外広告物条例第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面に係る資格等の名称及び修了証書番号等を記入してください。

5　各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入してください。

6　担当者が申請者と異なる場合は、担当者の連絡先を記載してください。

（Ａ４）

第９号様式(第６条関係)

（提出先）

横 浜 市 長

誓　約　書

登録申請者、その役員及び法定代理人は、横浜市屋外広告物条例第33条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

〒

所在地 又は 住所

申請者

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

（Ａ４）

第 10 号様式(第 6 条関係)

屋外広告業者登録簿

<table>
<tr><td colspan="2">登録番号</td><td colspan="2">横浜市屋外広告業登録　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">有効期限</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">初回登録日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">法 人 ・ 個 人の別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所
(法人の場合は所在地)</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="10">市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者</td><td rowspan="5">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
</table>

（裏面に続く）

<table>
<tr><td rowspan="2">法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに順ずる者）の職名及び氏名</td><td>職　　名</td><td colspan="2">氏　　名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">未成年者である場合の法定代理人の氏名（法人の場合は、商号又は名称及び代表者並びに役員の氏名）及び住所</td><td>氏　　名
（法人の場合は名称並びに代表者の氏名並びに役員の氏名及びその職名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所
（法人の場合は所在地）</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">他の地方公共団体における屋外広告業の登録等（都道府県知事等の登録を受けた者に関する特例による届出を含む）</td><td>地方公共団体</td><td>登録等の年月日</td><td>登録等の番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">登録事項の変更履歴</td></tr>
<tr><td>変更事項</td><td>変更前</td><td>変更後</td><td>変更年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>

（備考）

各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加することができる。

（Ａ４）

第11号様式(第６条関係)

第　　号

年　　月　　日

屋外広告業登録通知書

様

横浜市長　　印

横浜市屋外広告物条例第32条第2項の規定に基づき、次のとおり登録をしたので通知します。

登録番号	横浜市屋外広告業登録　第　　号
登録年月日	年　　月　　日
有効期限	年　　月　　日
初回登録年月日	年　　月　　日

（Ａ４）

第12号様式(第６条関係)

第　　号

年　　月　　日

屋外広告業登録拒否通知書

様

横浜市長　　印

年　　月　　日　申請のありました屋外広告業の登録については次の理由により登録を拒否したので通知します。

登録拒否の理由	
根拠条文	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（Ａ４）

第 13 号様式(第 7 条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

年　　月　　日

（届出先）

横 浜 市 長

〒

所在地 又は 住所

届出者

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

横浜市屋外広告物条例第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	横浜市屋外広告業登録　第　　号		
登録年月日	年　　月　　日		
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日

（事務処理欄）			受　付
年　月　日 供 覧	課　長	係　長	担 当 者
年　月　日 完 結			

【担当者連絡先】氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（備考）

「変更事項」欄等については、必要に応じて加除することができる。　（Ａ４）

第 14 号様式(第 8 条関係)

屋外広告業廃業等届出書

年　　月　　日

（届出先）

横 浜 市 長

〒

所在地 又は 住所

届出者

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

横浜市屋外広告物条例第 36 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

登録番号	横浜市屋外広告業登録　第　　号
登録年月日	年　　月　　日
法人・個人の別	1　法人　　2　個人
氏　　名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名）	
住　　所 （法人の場合は所在地）	〒
届出の理由	1　死亡　　2　合併による消滅 3　破産手続き開始の決定　4　２、３以外の理由による解散 5　廃止
事由発生年月日	年　　月　　日
屋外広告業と 届出者との関係	1　相続人　　2　元代表役員 3　破産管財人　　4　清算人　　5　本人

（事務処理欄）			受　　付
年　　月　　日 供　覧	課　　長	係　　長	担 当 者
年　　月　　日 完　結			

（備考）

「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業と届出者との関係」については、該当するものに〇をつけること。

（Ａ４）

第15号様式(第９条関係)

講習会受講申込書

年　　月　　日

（申込先）

横 浜 市 長

写真（カラー、申込前６月以内、正面脱帽、上半身像）

申込者	住所	〒
	氏名（ふりがな）	
	電話番号	

屋外広告物講習会を受講したいので、横浜市屋外広告物条例施行規則第 18 条第１項の規定により申込書を提出します。

生年月日		
勤務先	名称	
	所在地	
受講の一部免除の資格の有無		資格名 有（　　）・無
備考		

（Ａ４）

第 16 号様式（第 9 条関係）

第　　号

屋外広告物講習会修了証

氏　　名

生年月日

住　　所

横浜市屋外広告物条例第 38 条第 1 項の規定による屋外広告物講習会の過程を修了したことを証します。

年　月　日

横浜市長　　印

（A 4 ）

第 17 号様式(第 10 条関係)

業務主任者資格認定申請書

年　　月　　日

（申請先）

横 浜 市 長

住　　所　〒

申請者

氏　　名

電話番号

横浜市屋外広告物条例第 39 条第 1 項第 5 号の規定による同項第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識を有することの認定を受けたいので、次のとおり申請します。

生年月日		年　　月　　日
勤務先	名　称	
	所在地	〒
申請理由等		
備考		

（備考）

この申請書には、営業所において広告物等の表示又は設置の責任者として 5 年以上の経験を有する者であることを証する書面を添付すること。

（Ａ４）

第18号様式(第10条関係)

第　　号

業務主任者資格認定証

住　　所

氏　　名

生年月日

上記の者は、横浜市屋外広告物条例第39条1項第5号の規定による同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年　　月　　日

横浜市長　　印

（Ａ４）

第19号様式(第11条関係)

第　　号
年　　月　　日

屋外広告業登録抹消通知書

様

横浜市長　　印

横浜市屋外広告物条例第43条第1項の規定により、次のとおり屋外広告業者登録簿から登録を抹消したので通知します。

抹消した登録業者	登録番号	横浜市屋外広告業登録　第　　号
	氏　　名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名）	
	住　　所 （法人の場合は所在地）	〒
抹消年月日		年　　月　　日
抹消理由		

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（Ａ４）

第20号様式(第11条関係)

第　　号

年　　月　　日

営業停止命令書

様

横浜市長　　印

年　　月　　日付 第　　号で登録した屋外広告業者については、横浜市屋外広告物条例第 43 条第 1 項の規定により、次のとおり営業の停止を命じます。

停止を命ずる範囲	
停　止　期　間	
停止を命ずる理由	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（Ａ４）

第21号様式(第12条関係)

特例屋外広告業届出書

年　　月　　日

（届出先）

横 浜 市 長

〒

所在地 又は 住所

届出者

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

横浜市屋外広告物条例第44条第３項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="4">神奈川県から受けている登録にかかる登録の番号、年月日、有効期間の満了の日</td><td colspan="2">登録番号</td><td>登録年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2">神奈川県屋外広告業登録第　　号</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">有効期間の満了の日</td></tr>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人・個人の別</td><td colspan="2">１　法人　　２　個人</td></tr>
<tr><td rowspan="10">市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者</td><td rowspan="5">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
</table>

（裏面に続く）

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに順ずる者）の職名及び氏名	職　　名	氏　　名
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地並びにその代表者及び役員の氏名）	氏　　名 ［法人の場合は名称並びに代表者の氏名並びに役員の氏名及びその職名］	
	住　　所 （法人の場合は所在地）	〒
	電話番号	

（事務処理欄）			受　　付
年　　月　　日 起　案	課　　長	係　　長	担 当 者
年　　月　　日 完　結			

【担当者連絡先】

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（備考）

1　「届出の種類」、「法人・個人の別」については、該当するものに○をつけること。

2　営業所については、市の区域内で屋外広告業を行う営業所をすべて記入すること。

3　業務主任者の資格については、横浜市屋外広告物条例第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面に係る資格等の名称及び修了証書番号等を記入すること。

4　各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。

5　担当者が申請者と異なる場合は、担当者の連絡先を記載してください。

（Ａ４）

第22号様式(第12条関係)

特例屋外広告業届出事項変更届出書

年　　月　　日

（届出先）

横 浜 市 長

〒

所在地 又は 住所

届出者

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

横浜市屋外広告物条例第44条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	横浜市特例屋外広告業届出　第　　号		
届出年月日	年　　月　　日		
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日

（事務処理欄）			受　付
年　月　日 供　覧	課　長	係　長	担 当 者
年　月　日 完　結			

【担当者連絡先】氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（備考）

「変更事項」欄等については、必要に応じて加除することができる。　（Ａ４）

第23号様式(第12条関係)

特例屋外広告業廃業等届出書

年　　月　　日

（届出先）

横 浜 市 長

〒

所在地 又は 住所

届出者

名称 又は 氏名

［法人の場合は名称及び代表者の氏名］

電話番号

横浜市屋外広告物条例第44条第４項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出番号	横浜市特例屋外広告業届出　第　　号
届出年月日	年　　月　　日
法人・個人の別	１　法人　　２　個人
氏　　名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名）	
住　　所 （法人の場合は所在地）	〒
届出の理由	１　死亡　　２　合併による消滅 ３　破産手続開始の決定　　４　２、３以外の理由による解散 ５　廃止
事由発生年月日	年　　月　　日
特例屋外広告業者と届出者との関係	１　相続人　　２　元代表役員 ３　破産管財人　　４　清算人　　５　本人

（事務処理欄）			受　　付
年　　月　　日 供　覧	課　　長	係　　長	担 当 者
年　　月　　日 完　結			

「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「特例屋外広告業者と届出者との関係」については、該当するものに○をつけること。　　（Ａ４）

第24号様式(第12条関係)

第　　号

年　　月　　日

営業停止命令書

様

横浜市長　　印

年　　月　　日付 第　　号で届出を受理した特例屋外広告業者については、横浜市屋外広告物条例第 44 条第 6 項の規定により、次のとおり営業の停止を命じます。

停止を命ずる範囲	
停　止　期　間	
停止を命ずる理由	

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（Ａ４）

第 25 号様式(第 12 条関係)

特例屋外広告業者届出簿

<table>
<tr><td colspan="2">届出番号</td><td colspan="2">横浜市特例屋外広告業届出　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">有効期限</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">初回登録日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">法 人 ・ 個 人の別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏　　名
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所
（法人の場合は所在地）</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者</td><td rowspan="5">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">営業所</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>業務主任者の氏名</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>業務主任者の資格</td><td></td></tr>
</table>

（裏面に続く）

法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに順ずる者）の職名及び氏名	職　　名	氏　　名（ふりがな）
未成年者である場合の法定代理人の氏名（法人の場合は、商号又は名称及び代表者並びに役員の氏名）及び住所	氏　　名（法人の場合は名称並びに代表者の氏名並びに役員の氏名及びその職名）	
	住　　所（法人の場合は所在地）	〒
	電話番号	

登録事項の変更履歴			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日
			年　月　日

（備考）

各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加することができる。

（Ａ４）

第26号様式(第12条関係)

第　　号

年　　月　　日

特例屋外広告業届出通知書

様

横浜市長　　印

横浜市屋外広告物条例施行規則第 25 条第 2 項の規定により、次のとおり特例屋外広告業者届出簿に記載をしたので通知します。

届出番号	横浜市特例屋外広告業届出　第　　号
届出年月日	年　　月　　日

（Ａ４）

第 27 号様式(第 13 条関係)

屋外広告業者監督処分簿

<table>
<tr><td colspan="3">登録番号</td><td>横浜市屋外広告業登録　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">登録年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">法 人 ・ 個 人の別</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">処分を受けた業者に関する事項</td><td colspan="2">氏　　名
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所
（法人の場合は所在地）</td><td>〒</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">処分に関する事項</td><td colspan="2">処分年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠条文</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処分の原因となった行為等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となる事項</td><td></td></tr>
</table>

（Ａ４）

第28号様式(第14条関係)

第　　号

年　　月　　日

過料処分決定通知書

様

横浜市長　　印

横浜市屋外広告物条例第59条第　　号の規定により、金　　円の過料に処します。

この過料は、　　年　　月　　日までに、この通知に同封した納入通知書により、金融機関でお支払いください。

処分理由等

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、横浜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（Ａ４）